

連載 第16回 福聚山史

篠原 重一 文
及川 一晋 編

明治時代

1、維新を迎えて

明治維新の当初、新政府は神道国教政策・祭政一致を推進した。その理由をひと言でいうならば、『天皇制の復古』というものの以外のなにもでもない。その具体的な事例としては、明治元(一八六八)年三月二十八日から交付された神仏分離令がある。その背景には、江戸中期以降に興った国学神道が経世の学問として領主など支配階級に浸透し、方や一部僧侶の不如法や教理の低俗性などがありながらも仏教は幕藩体制の中で守られ、しかも寺請制度のもとで寺院僧侶の風下に置かれているという不平が治者階級知識層にあった。それが直ちに廃仏殿釈の行動に発展していったのである。全国の著名神社の仏教的物件の破壊的な撤去は、仏教界にとつては大きな衝撃となった。また各地域での仏教寺院においては、宗派ごとの合寺や廃寺といった現象が起こった。それに引き続き明治新政府は、明治四(一八七一)年一月五日に社寺領土地令を公布した。上地令(社寺地の取り払い)としては、その先駆けとして明治二年に藩籍奉還にともなう武士階級に対す

る領地・屋敷の取り上げがすでに行われており、そのほこ先が次に社寺地にも向けられたといつてよい。

当時の明治新政府が寺院地に対し発したお触れをあげてみると、「明治四年一月五日 官、朱印地及び除地等の寺領を設取する。明治四年五月二十四日 官、府県をして寺院地の区域を定め、その境外の六年間税額を書上げしむ。明治五年一月十四日 各宗寺院境内の建家屋敷以外ことごとく土地せしめられる」とある。ちなみに、最も身近な具体的な例を挙げると、常円寺の本山平賀本土寺もこの『上地』によつて二万坪といわれた寺領のうち約一万坪が半減されたといつた。『東京市史稿 地子古跡寺社帳 常圓寺 寺社帳改訂』によると、江戸時代の常円寺の寺領の内は、延享四(一七四七)年には次のようになっている。

- 一、除地(境内地 租税を免除された土地) 二千七百七十二坪
 - 二、年貢地七千二百二十八坪
- 計九千四百坪

それ以降、常円寺の寺領は幕末まで変わらずに推移していたのであるが、上記の上地令等によつて明治五(一八七二)年

二十九世住職日解上人の代に東京府に提出された『日蓮宗時宗本末一派寺院明細帳』の常円寺の項を見ると、当寺の寺領は境内二千七百七十二坪(但除地)のみとなっている。つまり、常円寺も維新の影響を如実に

受け、境内地こそ温存されたものの一時的にせよ年貢地の保証がなくなったことを示しているのではないだろうか。僧侶に対する扱いも明治五年四月には肉食妻帯・蓄髪(髪)の禁が解かれ、平服着用を許され、苗字を



江戸城～宮城～皇居と名称も時代とともに変遷した

称するといつ、全く神職と同じ扱いにまで引き上げられている(引き下げられたというべきか)。そうした中、維新の熱も次第に冷め、教育面から祭政一致を目指した皇道派が退けられると排仏殿釈も下火となった。常円寺も排仏殿釈で受けた傷を早くも癒す為か、明治五年には池上から旧鼠山感応寺の胎蔵祖師像(製作 享保年間)並びに朱塗り・三葉葵の御紋入りの仏具多数をもらい受け、秋山日解上人によつて強力に復興の途についたのである。